

知床世界遺産施設等運営協議会 羅臼湖歩道維持管理部会 設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 羅臼湖歩道の維持管理及び利用のルールの普及等を効果的に推進することを目的として、知床世界遺産施設等運営協議会規約第 11 条に基づき羅臼湖歩道維持管理部会を設置する。

（事業）

第 2 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）羅臼湖歩道の維持管理に関する連絡調整・日常的な維持管理
- （2）利用のルール等の普及啓発手法の検討
- （3）その他本部会の目的を達成するため必要な事項

（構成団体）

第 3 条 本部会は、別紙の構成団体をもって組織する。

（幹事会）

第 4 条 本部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁根釧東部森林管理署、北海道根室振興局、羅臼町によって構成する。
- 3 幹事会は、羅臼湖歩道の日常的な維持管理に関する責任を負う。

（運営）

第 5 条 本部会は、事務局が招集し、会議の議事進行を務める。

（事務局）

第 6 条 本部会の事務局は羅臼町が務める。

（事業報告）

第 7 条 事務局は、本部会による事業実施状況を取りまとめ、知床世界遺産施設等運営協議会の総会に報告するものとする。

（その他）

第 8 条 本要綱に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は、本部会において別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

世界遺産施設等運営協議会 羅臼湖歩道維持管理部会
構成団体

構成団体

環境省

釧路自然環境事務所

林野庁

根釧東部森林管理署

北海道

根室振興局

羅臼町

公益財団法人 知床財団

知床ガイド協議会

知床エコツーリズム推進協議会

知床羅臼町観光協会

羅臼町・知床世界自然遺産協議会

羅臼山岳会